

海外遠征申請の手続きについて

公益財団法人日本サッカー協会 競技会規則第3節第12条【海外における競技】

加盟チーム又は選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

【手続き方法】

- ① 公益財団法人日本サッカー協会（以下 J F A）への申請書提出期限は、出発する日の前々月の末日まで（土日祝にあたる場合は、その前日まで）ですが、公益財団法人東京都サッカー協会（以下東京 F A）で内容確認、承認が必要となりますので、東京 F A へのご提出は、出発する日の前々月の 20 日頃までにお願いいたします。
- ② 申請書類（申請書 2 枚、参加者名簿、日程表）を作成し、申請料（6,480 円）を下記の口座に入金し、振込み受領書（写し）を添付の上、申請書類をご郵送ください。
尚、遠征先協会、大会主催者発行の承諾書または招請状がある場合は添付してください。
また、提出期限を過ぎている場合は、「遅延理由書」もご提出ください。
(※領収書が必要な場合は、返信用封筒に 82 円切手を貼って同封してください。)
- ③ 東京 F A で内容確認後、J F A に申請します。
- ④ J F A 理事会で承認された後、J F A がアジアサッカー連盟(AFC)にその旨の連絡を行い、東京 F A に「海外遠征承認の回答」が届きます。
- ⑤ 東京 F A は回答が届き次第、申請チームへ回答（写し）をご郵送します。申請チームは海外遠征に行く際、この回答（写し）を持参してください。
- ⑥ 遠征終了後、J F A より「遠征報告書」の提出を求められる場合があります。
(依頼がない限り、ご提出いただかなくて結構です。)

【申請料振込み先】 ※必ず、振込み受領書の写しを提出してください。

◇銀行振込みの場合

銀行名：みずほ銀行
支店名：青山支店
口座名義：(財) 東京都サッカー協会
口座番号：(普) 2795844

◇郵便振込みの場合

口座番号：00180-2-159353
加入者名：(財) 東京都サッカー協会
通信欄：海外遠征申請料、チーム名
または団体名を記入

【申請料】 **6,480円** (内訳：J F A 5,400 円、東京 F A 1,080 円)

J F A へは東京 F A より振込みます。

【送付先・お問い合わせ先】

〒113-0033 東京都文京区本郷3-10-15 JFA ハウス6F

公益財団法人 東京都サッカー協会 登録担当 宛

電話:03-6801-8001 FAX:03-5800-5525